

平成 30 年度の会員紹介

今年度も協議会は継続して取り組んでいます。
改めて今年度の会員を紹介します。



芝富士地区まちづくり協議会 会員 6名

会長 平林 秋夫 (芝富士町会長)

副会長 木村 道夫

会員 新井 哲生・伊藤 一晃・武田 文男・布田 勝巳

第 31 回・第 32 回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました!

第 31 回協議会

日時：平成 30 年 2 月 20 日 (火)
午後 6 時 30 分～7 時 30 分

場所：芝富士公民館 1 階ホール

出席者：9 名

主な議題

- ・川口市密集市街地改善整備補助金の周知や道路整備等の状況について
- ・次年度の協議会について



▲当日の意見交換の様子

第 32 回協議会

日時：平成 30 年 7 月 24 日 (火)
午後 6 時 30 分～7 時 30 分

場所：芝富士公民館 1 階ホール

出席者：6 名

主な議題

- ・協議会会員について
- ・今年度の進め方について



▲当日の意見交換の様子

問合せ先

※詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町 3-17
TEL：048-264-5321 (直通) FAX：048-264-5322

発行日：平成 30 年 11 月
発行：芝富士地区まちづくり協議会
(事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

災害に強いまちへの改善が進んでいます!

川口市では、災害に強いまちへの改善を応援する「川口市密集市街地改善整備補助金」の事業に取り組んでいます。

来年度以降も継続してまいりますので、ご興味のある方は、ぜひ市街地整備室にご相談ください!

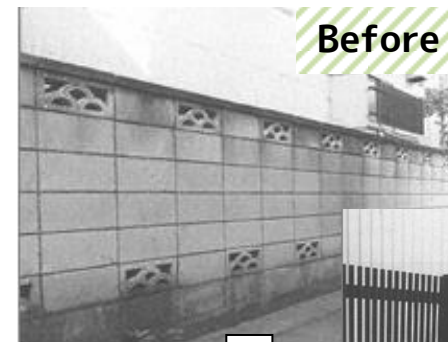
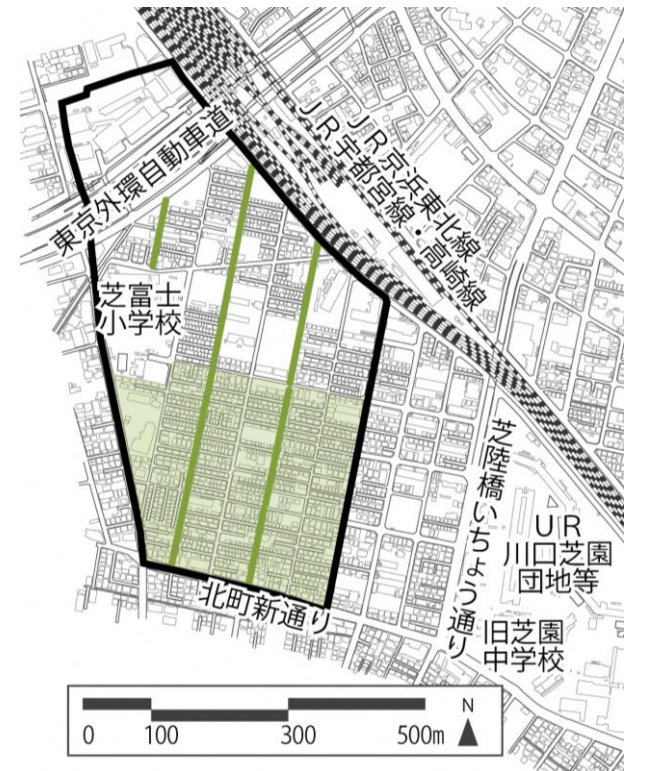
【補助金の詳細はニュース 26 号をご覧ください。4 ページ問合せ先までご相談を!】

■ 3つの補助事業の内容

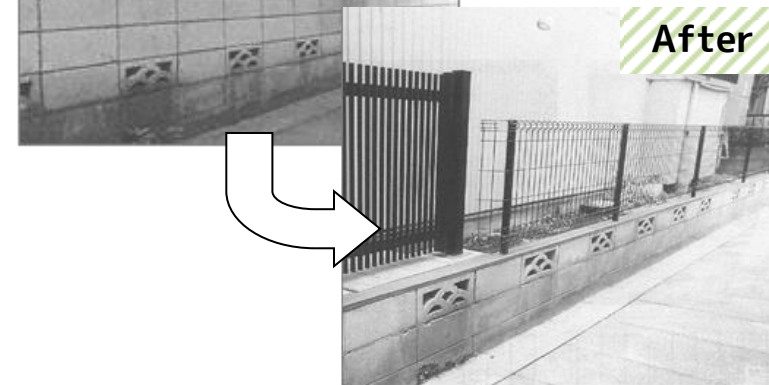
- 1 行き止まり道路改修補助
- 2 危険ブロック塀解体・整備補助
- 3 老朽建築物解体補助

- 1 2 の補助対象となる蓋掛け水路
- 3 の補助対象となる危険密集市街地

■ 対象範囲及び箇所

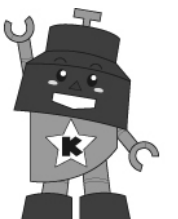


Before



After

これまで 12 件の相談があり、
そのうち 3 件実施しました。



ブロック塀の安全点検を！

今年の6月18日に起きた大阪北部地震では、ブロック塀の倒壊による事故が大きく報道されました。ブロック塀のうち、老朽化したものや正しく施工されていないものは、地震や強風などにより倒壊し、通行人などに危害を及ぼす恐れがあるだけでなく、災害時の避難路や物資の緊急輸送の妨げになることもあります。

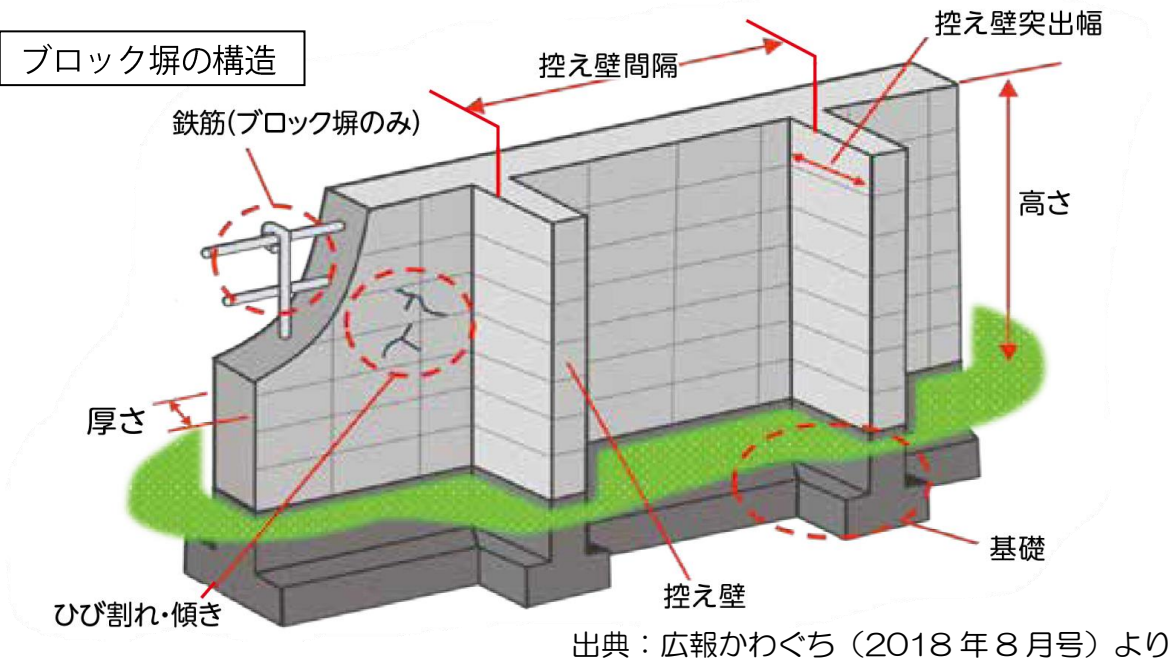
塀の安全性の確保は所有者の責任です。事故を未然に防ぎ、災害に強いまちづくりを実現するために、まずは自主的に安全点検を行いましょう。



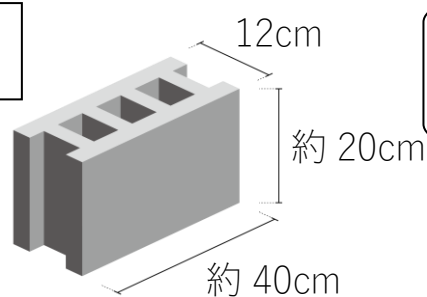
▲倒壊すると非常に危険です。
出典：熊本地震デジタルアーカイブより

まずは自主点検を！

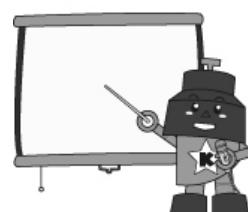
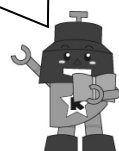
点検 チェックポイント



一般的なコンクリートブロックの大きさ



ブロック一個の大きさを覚えれば、そこからブロック塀のおおよその大きさがわかるよ！



塀の改修はこちら

○既存塀を撤去し、一定基準以上の生け垣や植込地を設置する場合

【生け垣設置等奨励補助金】
 {生け垣10,000円/m (20m限度)}
 {植込地10,000円/m² (10m²限度)}
 + 既存塀撤去8,000円/m (20m限度)

※生け垣の延長10m以上の場合、上記補助単価を10%増
 ※生け垣・植込地設置、既存塀撤去共に市内業者を利用した場合、上記補助単価を10%増
 ※着工前に申請すること、平成31年2月末日までに工事が完了することなど、条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

問い合わせ…みどり課
 TEL:048-242-6335 FAX:048-285-2003

専門的な相談はこちら

相談窓口

(一社) 埼玉建築士会 川口支部
 TEL: 048-266-8666
 (一社) 埼玉建築士事務所協会 川口支部
 TEL: 048-265-5190
 [月～金曜日 9:00～17:00]

※相談は無料ですが、現地での詳細調査を希望のかたは、鉄筋の有無や地盤面下の調査が必要となるため、専門業者などへ依頼してください。(一般的には有料)

※市でも、建築の専門家による、住宅のリフォームや耐震などの無料建築相談(予約制)を開催しています。現地での相談・調査は行いません。

申し込み・問い合わせ…住宅政策課
 TEL: 048-242-6326 FAX:048-285-2003

※蓋掛け水路に面したブロック塀については、1ページでご紹介している補助事業も有効です。併せてご覧ください。

当てはまるものに✓をつけましょう。

補強コンクリートブロック造

- 1. 高さは地盤から 2.2m (ブロック約 11 段) 以下である。
- 2. 厚さは 10cm 以上である。(高さが 2m 超 2.2m 以下の場合は 15cm 以上)
- 3. 長さ 3.4m (コンクリートブロック 8 列) 以下ごとに、高さの 1/5 以上突出した控え壁がある。(高さが 1.2m 超の場合)
- 4. コンクリートの基礎がある。
- 5. 傾き、ひび割れがない。
- 6. 鉄筋が入っている。

組積造 (石積みやレンガ積みなど)

- 1. 高さは地盤から 1.2m 以下である。
- 2. 厚さは十分である。
- 3. 長さ 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある。
- 4. 基礎がある。
- 5. 傾き、ひび割れがない。
- 6. 基礎の深さは 20cm 以上である。

⇒不適合がある場合やより詳細な調査を希望する場合は専門家にご相談を！